

2015年  
4月

No.198

# さざなみ

〒520-2141  
大津市大江6丁目23-24

さざなみネット  
(金融労連・全国金融産業労働組合滋賀分会)  
TEL・FAX 077-545-5154

## 残業代ゼロ法案は労働法の根幹を崩す

さざなみネットは、毎月分会会議を開き、前会議からの活動、組合員の状況、他の組合の状況、上部団体からの情報、機関紙の編集、今後の計画等を報告、討議しています。

4月17日に開催した分会会議では、安倍政権が4月3日、いわゆる残業代ゼロ制度の新設を含む労働基準法等の大改悪法案を閣議決定し、国会に提出したことを受け、「僅かな賃上げをテコに、賃金制度と労働法制の破壊を狙う一日本経団連『2015年版経営労働政策委員会報告』批判」(学習の友3月号)や「働く権利が危ない!一残業代も健康も失ってしまう!」(全労連・労働法制中央連絡会発行、裏面)などを資料に学習をしました。

労働基準法等の大改悪法案の最大の問題点は、「高度プロフェッショナル制度」という名称で、労働時間規制の適用除外制度、いわゆるホワイトカラー・エグゼンプションが盛られたことです。

「残業代ゼロ」「定額・働かせ放題」などの批判が強まるなか、安倍政権は「高収入の専門職に限定。希望者のみ」などと言い訳を強めています。高収入だからといって、業務上の指揮・命令を受けて働く一般労働者の心身の健康をまもる労働時間規制を外してよいはずはありません。労働者に対して労働時間の裁量を保障する規定もおか

ず、「労働時間ではなく、成果で評価する」というのですから、成果達成に向けた業務命令のもと、際限のない長時間労働になることは必至であり、「過労死促進法案」にほかなりません。

高収入の年収1,075万円以上という要件は「一部の高所得者」だけとの印象を受けますが、いったん導入されれば政令でどんどん下げることが可能で、日本経団連は年収400万円まで広げたいとしています。



### 金融商品の営業職など 裁量労働制に

くわえて、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の大幅な要件緩和も盛られました。安倍政権は「企画業務型裁量労働制の見直し」としていますが、盛られた「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCA(Plan・計画→Do・実行→Check・評価→Act・改善)を回す業務」の内容は、「企画、立案、調査及び分析という相互に関連し合う作業を組み合わせるおこなうことを内容とする業務」という企画業務型の概念そのものを曖昧にし、対象労働者を大幅に拡大するものとなっています。

金融商品の営業職など顧客の求めに応じ商品やサービスを提供する営業業務などについて、裁量労働制を認める方向だと言われています。

今回の法案の本質は、8時間労働制という労働者保護法制の根幹を掘り崩すものです。このような改悪が実現すれば、労働者は無権利状態に置かれ、いっそうの長時間労働に駆り立てられることは明らかです。

### 日本中をブラック企業にする 大改悪法案を廃案に

男女がともに人間らしく働ける労働時間の短縮と雇用の安定を求めるすべての労働組合、市民との共同をいっそう強め、日本中をブラック企業にしかねない大改悪法案を廃案に追いこむために全力をあげましょう。



ハイビスカス

岩波 美智子さん 画



# 働く権利が

# 危ない!

## 残業代も健康も失ってしまう!

「サービス残業あたりまえ」  
「長時間労働でたくたく」  
「心が折れそう」

### ブラック企業を合法化する悪法?! あなたの時間が奪われる!

今でも労働法は守られず、心身ともに疲れ果てながら働いている人は大勢います。働く権利の地盤は軟弱なのに、安倍首相は、働くルールを定めた労働法を「岩盤規制」と嫌い、穴をあけようとしています。

国会のターゲットは労働時間と派遣労働。財界と政治家で改悪を決め、労働者の反対を押し切り、ことを進めようとしています。



### ホワイトキャンペーンを実施中



こちらからアクセス

**全労連・労働法制中央連絡会**  
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 TEL (03)5842-5611 FAX (03)5842-5620  
<http://www.zenroren.gr.jp>



安倍政権は、労働基準法と派遣法を、今国会で改悪しようとしています。「労働時間の規制も休憩・休日の保障もなしに、残業代ゼロで働かせ放題」「派遣自由化で正社員減らし」がねらいです。私たちの時間も賃金も奪い、大企業の儲けを増やして、過労死と格差を広げるなんて許せません。

### 「仕方がない」とあきらめない!

#### 労働時間の規制強化と安定雇用の確立を

- 「労働時間規制を適用除外する新制度の導入」や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わないこと。
- 「正社員ゼロ・生涯派遣」につながる規制緩和は行わず、労働者派遣法を改正して、「均等待遇」と「臨時的・一時的な業務への限定」を明記すること。
- 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりは行わず、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること。

法改悪を止め現状を変えましょう。人間らしく働き暮らしていくために、「労働時間法の規制強化と安定雇用の確立を求める国会請願署名」に取り組んでいます。

ホームページからもダウンロードできます <http://www.zenroren.gr.jp/jp/house/>

### 労働法制改悪反対署名にご協力を



秘密厳守 相談無料 **労働相談ホットライン** 0120-378-060

## 派遣・請負の拡大と残業代不払いで、大企業は大儲けを拡大

### 過労死促進!?

### 残業代ゼロで働かせホーダイ

#### 労基法に大穴をあける 高度プロフェッショナル制

労働時間、休憩、休日や深夜の割増し賃金に関する労働基準法の規定をはずす働き方を、新たに創ろうとしています。「自由に働ける」と言いますが、業務量や目標は会社が決めるので、長時間労働は必至。過労死ラインを超えたら医師の面談をさせますが、過労死してからでは遅すぎます。

高度な専門性、年収1075万円の要件をつけていますが、違反のチェックは困難。日本経団連は年収400万円まで上げたいとしています。

#### 時間外労働を隠す「手品」 裁量労働制も拡大

裁量労働とは、あらかじめ一定の時間を働いたとみなす制度です。時間管理は労働者の裁量に任ずるはずが、現実には残業時間を指定され、長時間働いても残業相当の手当は払われない違法が横行。成果を求められ長時間働いてメンタル不全に追い込まれる問題も起きています。

今は専門的19業務と本社の企画、立案業務等に限定されていますが、安倍政権はこれを営業や企画の実施管理業務へ拡大しようとしています。

不払い残業の合法化、長時間・過労労働化に反対しましょう!

#### 労働時間



#### 正社員減らし

#### 解雇自由で節税も

#### 派遣労働者で常用雇用を代替

派遣労働者は正社員の替わりにしないよう、臨時的・一時的業務に限定され、原則1年、最長3年の期間制限があります。ところが安倍政権は3年ごとに職場の「過半数代表」の意見を聴けば、たとえ反対されても、企業が派遣労働者を使い続けられる制度にしようとしています。消費税の節税対策にもなるため、企業は正社員を派遣にどんどん替えていく危険性があります。

派遣労働者は派遣先企業から「もう要らない」と言われればおしまいです。労働条件に不満があってもセクハラ・パワハラにあっても苦情も言えず、契約更新に不安を抱きながら働いています。今でもひどい状態なのに、労働条件を改善する法改正はせず、身分が不安定で低賃金のまま、派遣労働者を増大させようというのが安倍雇用改革です。

#### 生涯派遣



労働時間規制を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」の導入に反対します。

労働基準法は、人たるに値する最低限の労働条件を全労働者に保障する法であり、適用しない人をつくるなどとんでもありません。労働時間規制の緩和は、昨年成立した、「過労死等防止対策推進法」の趣旨にも反します。

ただ、今の労働基準法にも、労使が協定を結ぶと、残業時間の上限がなくなってしまう欠陥があります。労働の原則「1日8時間・週40時間以内」がいけるルールづくりのため、労働時間の上限を法律で定めるべきです。

### 私たちはこう考えます

また、人間らしく働くためには睡眠はもとより、自由時間の確保が必要です。終業から次の始業まで11時間以上の休息時間をもうけているヨーロッパでは当たり前の「インターバル制度」を、日本にも導入させましょう。

いつもある業務は正社員で行い、派遣労働は一時的・臨時的な業務に限定すべきです。

派遣法で改正すべきなのは、派遣労働者の待遇改善です。正社員との均等待遇を実現し、違法派遣があった場合は、派遣先企業の正社員と同一の労働条件で正社員雇用をしたとみなすなどの改正が必要です。